国際関連情報 FASB情報

FASB の動向 (2010 年 5 月~2010 年 7 月)

ましおか とおる 研究員 **吉岡 亨**

FASB、金融商品に関する包括的な会計基準更新書案(ASU案)を公表(2010年5月)

2010年5月26日、米国財務会計基準審議会 (FASB) は ASU 案 (公開草案)「金融商品に関する会計処理並びにデリバティブ金融商品及びヘッジ活動に関する会計処理の改訂」を公表した。本 ASU 案は、グローバルな金融危機を背景に高まった金融商品の会計基準の改善へのニーズに対処するため、金融商品の会計処理における複雑性を低減しつつ、金融商品への企業の関与について適時かつ内容をよく表す描写を提供することを目的として公表されている。会計基準のコード化体系 TM (FASB-ASC) Topic 815「デリバティブ及びヘッジ」及び Topic 825「金融商品」における現行規定を大幅に改訂する内容となっており、主な提案は以下のとおり。

•金融商品の分類と測定について、貸付金や負債性金融商品といった類似の金融商品に関する会計上の取扱いの相違を見直し、特定の金融負債や要求払預金負債、短期の営業債権等を除くすべての金融資産及び金融負債を公正価値で測定する。

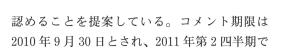
公正価値の変動については、原則として当期純利益で認識するが、キャッシュ・フローの特性や企業の事業戦略等の要件を満たす金融商品については、その他の包括利益で認識

することを認める。また、当該金融商品については、償却原価と公正価値のそれぞれの測定属性に支持があることを踏まえ、償却原価から公正価値に調整する形で双方を財政状態計算書上で表示する。

- 金融資産の減損について、貸付金に関する適時の損失認識が妨げられているとの懸念に対処するため、信用減損の認識についての蓋然性に関する高い閾値を削除し、信用減損や利息収益の認識に関する単一のモデルを定める。
- ヘッジ会計について、現行の複雑なヘッジ要件に対する懸念を考慮し、定量的な評価からより定性的な評価を重視したヘッジ要件に置き換え、また、ヘッジの有効性評価のモデルの整合性を確保するため、現行規定で認められているショートカット法等を廃止する。

上記に加え、持分法に関する適用要件の変更 や公正価値オプションの適用の制限なども提案 されている。

適用時期は最終的な修正を公表する際に定めることとされている(2013 年以降が見込まれている)。なお、連結上の総資産が10 億ドル未満の非公開企業については、貸付金の公正価値測定等の一部の提案について4年の適用延期を



の最終基準化が予定されている。

本 ASU 案の詳細は FASB のウェブサイトで 閲覧できる。

FASB、包括利益計算書に関する ASU 案を公表 (2010 年 5 月)

2010年5月26日、FASBは、国際会計基準 審議会(IASB)との共同プロジェクトである 財務諸表の表示プロジェクトにおける検討項目 のうち、その他の包括利益の表示に関する検討 の成果として、ASU案(公開草案)「包括利益 計算書」を公表した。

本ASU案では、FASB-ASC Topic 220「包括利益」(当初、財務会計基準書(SFAS)第130号「包括利益の報告」として公表)で認められている、その他の包括利益を当期純利益から始まる別個の計算書もしくは持分変動計算書で表示する選択肢を廃止し、当期純利益とその他の包括利益を1つの計算書(包括利益計算書)で表示する方式に統一することを提案している。金融商品等の主要なプロジェクトにおいて、その他の包括利益で扱う項目が増加していることを考慮し、それらの項目が表示される財務諸表の明瞭性を高めるため提案されている。

なお、その他の包括利益に関連する法人所得 税の扱いについては現行規定を引き継ぐことが 提案されている。その他の包括利益で報告すべき項目や、その他の包括利益から当期純利益に振り替える時期、1株当たり利益の計算等については何ら変更されていない。

IASB からも同様の公開草案が公表されているが、「損益及びその他の包括利益計算書」という用語の使用(ただし、強制ではない)や米国会計基準に該当のないリサイクリングしない(その他の包括利益で報告した項目を当期純利益に組み替えない)項目の扱い等、細部については若干の違いはある。

適用時期は同時に公表されている金融商品の 改訂に関する適用時期と同じにするとされてお り、また、比較可能性の確保のため、遡及して 適用することが提案されている。コメント期限 は 2010 年 9 月 30 日とされ、2010 年第 4 四半 期での最終基準化が予定されている。

本 ASU 案の詳細は FASB のウェブサイトで 閲覧できる。

FASB、IASB との間でコンバージェンス作業に関する共同声明を公表 (2010 年 6 月)

2010 年 6 月 2 日、FASB と IASB は、コンバー ジェンス作業に関する共同声明を公表した。

2009 年 11 月に、両者の間の覚書(MoU)における主要なプロジェクトに関する取り組みの強化と 2011 年 6 月の目標期日が再確認されており、両者はその後共同作業を加速してきた。しかし、2010 年第 2 四半期以降に公表が予定

されている多数の公開草案に対して、高品質なコメント形成を行うことへの懸念が関係者から寄せられたため、今回の共同声明では、これまでの戦略を見直し、主要なプロジェクトについて優先順位をつけ、公開草案等の文書を段階的に公表し、かつ、その発効日や移行方法についても別途協議を行うことを計画していることが

示された。

この見直しにより、主要なプロジェクトの一部については、目標期日が2011年後半に延期されることになるとしているが、その他のプロジェクトについては2011年6月という当初の目標期日を維持するとされている。

この共同声明では、当該見直しが、米国証券 取引委員会(SEC)から2010年2月に公表さ れたワーク・プランに対してマイナスの影響を 及ぼす見込みはないとしており、同日に SEC から公表された声明でも 2011 年に国際財務報 告基準 (IFRS) の採用の適否の決定を予定ど おり行う見込みであることが示されている。

この共同声明の全文は、FASB 及び IASB の ウェブサイトで閲覧できる。

FASB、IASB との間の進捗報告により、主要なプロジェクトに関する 修正戦略を示す(2010年6月)

2010年6月24日、FASBとIASBは、会計 基準のコンバージェンス及び一組の高品質のグローバルな会計基準のコミットメントに関する 進捗報告を公表した。

2010年6月2日に公表された共同声明において主要なプロジェクトに関する戦略の見直しを計画していることが示されたことを受け、この進捗報告では、以下の修正戦略について両者で合意に至ったことが示された。

- •主要なプロジェクトについて優先順位をつけることにより、グローバルに米国会計基準と IFRSの双方で最も緊急に改善が必要な分野 に焦点を絞る
- 公開草案の公表及び関連する協議を段階的に 行い、広範囲にわたる利害関係者が効果的に 参加できるようにする。各四半期において重 大な又は複雑な公開草案の公表数を最大4つ に制限する
- 発効日及び移行方法に関して、利害関係者に

インプットを求める別個の協議文書を発行す る

また、主要なプロジェクトについて以下のような優先順位をつけ、見直すこととされている。

- 金融商品(相殺表示を含む)、収益認識、リース、その他の包括利益の表示、公正価値測定を優先的な共同プロジェクトと位置付け、目標期日は2011年6月以前を維持する
- ・財務諸表の表示、資本の特徴を有する金融商品、連結及び認識の中止については戦略を見直し、目標期日を2011年後半以降とするこの進捗報告の付録では、主要なプロジェクトごとのより詳細な戦略と目標期日が示されており、また、2010年6月25日には作業計画も公表され、新たなスケジュールが明らかとなっている。

なお、この進捗報告の全文は FASB 又は IASB のウェブサイトで閲覧できる。

FASB、IASB と共同で、収益認識に関する会計基準更新書案(ASU 案)を 公表(2010 年 6 月)

2010 年 6 月 24 日、FASB は、IASB と共同 で顧客との契約から生じる収益についての ASU 案 (公開草案)「顧客との契約から生じる 収益」を公表した。

現在、米国基準は、収益に関する広範な概念 があり、経済的に類似の取引について異なる会 計処理となるような業種別、取引別の数多くの規定が存在する。本 ASU 案では、収益認識に関する原則を明確化し、様々な業種にわたって首尾一貫して適用できるよう、米国会計基準とIFRS とで共通の基準を設けることを目的とし

ており、FASB-ASC Topic 605「収益認識」の

大部分を置き換える提案となる。

本 ASU 案では、収益の認識時期、測定方法 及び開示についての提案がなされており、また、 一部の契約コストについての会計処理の明確化 の提案も含まれている。顧客に対して財又はサー ビスを提供するあらゆる契約(リース、保険契 約及び金融商品を除く)に適用され、企業が財 又はサービスを顧客に引き渡した時点で、顧客 から受け取ることが見込まれる金額で収益を認 識し、測定することを原則とする。より具体的 には以下のような手順に基づき収益の認識と測 定を行うことが提案されている。

- 顧客との契約を識別する(価格の相互依存性 を考慮して識別する)
- 識別した契約に含まれる個々の履行義務 を 識別する(財又はサービスが区別できるかど

うかで識別する)

- 取引価格を決定する(確率加重の期待値により決定する)
- 決定した取引価格を識別した個々の履行義務 に配分する(相対的な販売価格で配分する)
- ●個々の履行義務の充足時に収益を認識する (履行義務は支配が移転したときに充足される)

本 ASU 案では、顧客との契約からの収益及びキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性の理解に役立つ情報を利用者に提供するため、1年超の契約に関する満期分析など、顧客との契約に関する定量的、定性的な情報の開示を求める提案もなされている。

適用時期については、別個の協議文書を通じて検討することとされており、本 ASU 案の中では示されていない。コメント期限は 2010 年10月22日とされ、2011年第2四半期での最終基準化が予定されている。

本 ASU 案の詳細は FASB のウェブサイトで 閲覧できる。

FASB、公正価値測定に関する会計基準更新書案(ASU案)を公表(2010年6月)

2010年6月29日、FASBは、IASBとの間の公正価値測定に関する共同プロジェクトの成果として、ASU案(公開草案)「米国会計基準及びIFRSにおける共通の公正価値の測定及び開示に関する規定の修正」を公表した。両基準間の規定の共通化を図り、公正価値の測定と開示に関する比較可能性を改善するため、FASB-ASC Topic 820「公正価値測定及び開示」(当初、SFAS第157号「公正価値測定」として公表)について多くの修正が提案されている。ただし、

その多くは規定の表現を IFRS と同一のものと するための修正であり、重要な変更は以下に限 られる。

- 最有効使用と評価前提の適用についての明確 化
- 株主資本に分類される金融商品についての公 正価値測定の指針の明確化
- ポートフォリオで管理されている一定の金融 商品についての公正価値測定の例外の提供 (純額ベースでの公正価値測定の許容)

^{1 「}契約に含まれる財やサービスを顧客に提供する約束」を履行義務と定義している。

- あらゆるレベルに分類される公正価値測定に ついての大量保有要因の使用の禁止とレベル 2及びレベル3に分類される公正価値測定に ついてのプレミアムやディスカウントの考慮
- レベル3に分類された公正価値測定について の測定の不確実性に関する追加開示(観測不 能なインプットに関する感応度分析²。なお、 当該感応度分析に際しては、観察不能なイン プット間の相関の影響を考慮することも提案 されている³)

なお、この ASU 案によっても、初日の損益 の認識に関する取扱いと特定の投資についての 1株当たり純資産価値による計上を認める取扱い⁴については、依然 IFRS との間で、主要な差異として残ることとなる。

本 ASU 案では適用時期は示されていないが、適用される期間の期首から適用され、公正価値 測定に差異が存在する場合の累積的影響額を当該期間の期首剰余金の調整として認識することが提案されている。コメントの期限は 2010 年9月7日までであり、2011年上期の最終基準化が予定されている。

本 ASU 案の詳細は FASB のウェブサイトで 閲覧できる。

FASB、財務諸表の表示に関するスタッフドラフトを公表(2010年7月)

2010年7月1日、FASBは、財務諸表の表示に関する公開草案(ASU案)のスタッフドラフト「財務諸表の表示」を公表した。FASBとIASBの財務諸表の表示に関する共同プロジェクトの作業計画の一環として公表されたものであり、2010年6月に当該プロジェクトの戦略が見直されたことを受け、当初、2010年第2四半期に公表を予定していた公開草案に代えて、2010年4月までの両者の間の暫定決定を反映したスタッフドラフトとして公表されたものである。

本スタッフドラフトでは、財務諸表の表示に 関する基本原則として以下の2つの原則を掲げ、 それに基づき、財務諸表の構成・表示を改善す るための様々な提案がなされている。

- 企業の活動及びキャッシュ・フローを明らかにし、かつ、資産又は負債とその変動の影響との関係が財務諸表全体にわたり忠実に表現されることを求める分解表示(disaggregation)の原則
- 財務諸表全体にわたる項目間の関係を明らかにすることを求める一体性(cohesiveness)の原則

この分解の原則に基づき、例えば、包括利益 計算書では、収益及び費用項目について機能別 の分解情報だけでなく、材料費、労務費といっ た性質別の分解情報の表示も求めることが提案 され、また、一体性の原則に基づき、財政状態 計算書、包括利益計算書及びキャッシュ・フロー 計算書間で情報が整合するよう、各計算書を事

² ASU 第 2010-06 号「公正価値測定に関する開示の改善」(2010 年 1 月公表)では、公開草案段階で重要な観察不能なインプット(レベル 3)の感応度分析を求める提案がなされていたが、その実行可能性や有用性に多くの懸念が寄せられたため導入を延期し、IASB との共同プロジェクトで再検討することとされていた。

³ 同様の提案が IASB からも公開草案「公正価値測定に対する測定の不確実性の分析の開示」として公表されている。

⁴ ASU 第 2009-12 号「1 株当たり純資産価値(又はその同等物)を計算する特定の事業体に対する投資」 (2009 年 9 月公表) により実務上の便宜として認められた取扱いである。

業セクションと財務セクションに区分し、さらに複数のカテゴリー、サブカテゴリーに分解して情報を表示することが提案されている。

また、直接法によるキャッシュ・フロー計算 書の作成の強制や再測定項目や資産及び負債の 変動に関する分析(調整表)の注記等も提案さ れている。

IASBからも同日にほぼ同様の内容のスタッフドラフトが公表されているが、本 ASU 案ではより詳細なセグメント別開示が提案されているなど、一部の提案については相違している。

FASB は、IASB と共に、この新たな提案に

ついてのコストベネフィットや金融機関への影響を検討するため、追加のアウトリーチ活動を行うことを予定しており、本スタッフドラフトはそのための基礎情報となる。公開草案は、それらの活動から得られたインプットを踏まえて検討し、2011年第1四半期に公表する予定としている。コメントの公式な募集はされていないが、関係者からの意見や情報は歓迎するとされている。

本スタッフドラフトの詳細は FASB のウェブ サイトで閲覧できる。

FASB、偶発損失の取扱いに関する会計基準更新書案(ASU案)を公表 (2010年7月)

2010年7月20日、FASBはASU案(公開草案)「特定の偶発損失に関する開示」を公表した。

偶発損失の開示に関する現行の指針は、偶発 損失に関連する将来のキャッシュ・アウト・フローの評価に役立つ適時かつ適切な情報を提供 していないとの懸念があり、本 ASU 案では当 該懸念に対処し、FASB-ASC Topic 450「偶発 事象」(当初、SFAS 第 5 号「偶発事象の会計 処理」として公表)における規定の修正を行う ことを提案している。2008 年 6 月に公表して いる同様の公開草案に対して寄せられた懸念に も対処している。

本 ASU 案では、偶発損失の性質、その潜在 的な影響度及び発生が見込まれる時期(知り得 る場合)を利用者が理解できるような定性的か つ定量的な情報の開示を求めることとしており、 開示の閾値を満たす偶発損失について、以下の 原則を考慮して適切な開示内容を決定すること が求められる。

• 偶発損失の初期段階では、利用可能な情報は 限られている可能性があり、開示内容は少な くなる可能性があるが、翌期以降、不利な結果となる可能性に関する追加的な情報が利用可能となるにつれて、開示内容は増えることになる。

•類似の偶発事象に関する開示を、理解可能で、 詳細すぎない程度に(例えば、種類別に)集 約することができる。その場合は、集約の根 拠を開示する。

開示の閾値については、発生の可能性がわずかな(remote)場合であっても事業への潜在的な影響等を考慮して開示の必要性を判断することとしており、潜在的に深刻な影響を伴う偶発損失について適時の開示が行われるよう開示の範囲を拡充している。

定性的な情報については、現行の開示を維持しつつ、追加の開示(例えば、訴訟に係る偶発事象についての当事者間の争点や利用者が当該訴訟に関して追加的な情報を入手するための方法等)を求め、強化している。

また、定量的な情報については、現行で求められている開示に加え、公に利用可能な定量的な情報の開示(例えば、訴訟に係る偶発事象の

請求金額)や秘匿性のないその他の関連性のある情報などを求めることとしている。

さらに、公開企業については、表形式による 認識した偶発損失の変動に関する調整表の開示 も求められる。

本 ASU 案は、公開企業については、2010 年 12 月 15 日より後に終了する最初の年次報告期 間並びにそれ以降の四半期及び年次報告期間から適用される。非公開企業については、2010年12月15日より後に開始する最初の年次報告期間から適用される。コメント期限は2010年8月20日であった。

本 ASU 案の詳細は FASB のウェブサイトで 閲覧できる。

FASB、会計基準更新書(ASU)第2010-20号を公表(2010年7月)

2010年7月21日、FASBはASU第2010-20号「金融債権の信用の質及び貸倒引当金に関する開示」を公表した。グローバルな金融危機を背景に高まった金融債権の開示に関するニーズに対処するため、金融債権の信用の質と貸倒引当金に関するより透明性のある情報の提供を目的とする。企業の信用リスクエクスポージャーと貸倒引当金の適切な評価に役立つ追加情報の提供のため、FASB-ASC Topic 310「債権」を改訂する提案となっている。

本 ASU では、貸付金、1 年超の売掛債権、 クレジットカード債権、貸手の債権などの金融 債権について、現行の規定を拡張し、以下のよ うなポートフォリオセグメント(各企業で貸倒 引当金が算定され管理されている単位)別、及 びより詳細な金融債権の種類別での分解した開 示を求めている。

- ポートフォリオセグメント別の貸倒引当金残 高の調整表(減損の方法ごとに分解された期 末残高を含む)
- 分解された貸倒引当金の期末残高に対応する 金融債権への投資額

- 金融債権の種類別の利息不計上の金融債権
- 金融債権の種類別の減損した金融債権

また、金融債権の種類ごとに、信用の質に関する指標(外部格付や内部格付、LTV や担保、回収状況等)や延滞金融債権の年齢調べ情報などの追加開示も新たに求めることとしている。なお、短期売掛債権、公正価値又は低価法により測定されている債権、負債性証券、証券化における受益持分などの金融債権には適用されない。

本 ASU は、期末残高等の開示については、2010 年 12 月 15 日以降終了する四半期及び年次報告期間の期末から適用され、期中の活動に関する開示については、2010 年 12 月 15 日以降開始する四半期及び年次報告期間から適用される。なお、非公開会社については、上記にかかわらず、2011 年 12 月 15 日以降終了する年次報告期間から適用される。なお、適用初年度においては過去の期の比較情報の開示は求められない。

本 ASU の全文は FASB のウェブサイトで閲覧できる。